第2608号
(2－2)

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2004年)平成16年 8月 23日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 船舶リースにより分配された損益

Q：私は、船舶賃貸事業を行う任意組合に出資しています。先日、船舶賃貸事業にかかる損失が不動産所得の必要経費にならないとする裁決が出たそうですが詳細を教えてください。

A：船舶賃貸事業から生じた損益はリース期間中は認識せず、船舶を売却した時に認識するとしています。

【解説】

ご質問の任意組合は、出資者から募った出資金で購入した船舶を現地のﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ（有限責任組合）に現物出資し、そこから得た分配金を出資割合に応じて出資者に分配する民法上の任意組合です。一方、ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟは、任意組合に対し、その船舶を現地法人に賃貸して得た損益や、賃貸事業終了後に船舶を売却して得た最終損益を分配します。

この出資取引は、船舶の賃貸事業だけでは成立せず、船舶の売買収入を加えてようやく収益が存在する仕組みになっており、投資家は、損失が先行する出資当初は損益通算による〝節税〟を、最終的には船舶の売買収入による収益の分配を期待して投資しています。

しかし、国税当局では、このような一連の出資取引は租税回避行為に当たるとし、船舶を売却して最終損益が確定するまでは課税しない、つまり、途中で分配される船舶賃貸事業に係る損益については認識しないという立場を取っており、国税不服審判所の裁決でもこのたび、この考えが支持されましたのでご注意ください。